別表第四号（第六十九条第二項関係）

（表面）

障害者自立支援検査証

第　　号

写

真

官　　職
又は職名

氏　　名

生年月日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条に定める当該職員であることを証する。

令和　　年　　月　　日　交付

こども家庭庁長官

厚 生 労 働 大 臣

都 道 府 県 知 事

印

（裏面）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（報告等）

第九条　（略）

２　前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等）

第十一条　主務大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの者であった者に対し、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

２　主務大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

３　第九条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

第百十条　　第十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第十一条の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第十一条第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

注意

１　この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２　この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。